東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
（令和２年６月３０日開催）

１　委員

◎猪口　正孝　　東京都医師会　副会長
　太田　智之　　みずほ総合研究所　調査本部　首席エコノミスト･本部長代理
　大曲　貴夫　　国立国際医療研究センター　国際感染症センター長
　紙子　陽子　　紙子法律事務所　弁護士
　濱田　篤郎　　東京医科大学病院　渡航者医療センター教授
（◎は会長）

２　議事

「今後のモニタリングの方法」について

３　審議会の意見等

「今後のモニタリングの方法」については適当である。

（猪口会長）

診療現場の医師や感染症専門家がモニタリングによる分析・助言を行い、都が対応を決定するというプロセスを明確にすることで、都民の理解と納得が得られやすくなると思う。

改定したモニタリング指標を感染状況と医療提供体制に大きく分類し、分析とコメントをそれぞれ分かりやすく示すことは、都の対応に対し都民が自発的な行動をとってくれることを促すものとして期待できる。

（太田委員）

事務局案に示されたデータ（モニタリング指標）の選択・活用ならびにその評価手順については、感染ならびに医療体制の状況をより的確に把握する内容と評価している。

具体的には、感染状況について発熱等相談件数をいれることで、自覚症状がある人たちの動向を把握することができるほか、感染経路不明率についても、率だけではなく不明数を加えることで実態をより正確に反映することが可能となった。医療提供体制では、救急医療の東京ルール適用件数をあらたに加えることで、ハード面のみならずソフト面での受け入れ態勢を評価できるように工夫されている。

またモニタリング会議では、一義的に基準を決める（＝東京アラートを発動するか否かの二者択一）のではなく、データ分析を客観的・総合的に評価し、状況に応

じた柔軟な対応を都民に求める、よりリスクコミュニケーションに重点を置いた内容とされている点も評価できる。
以上より、事務局案はモニタリング方法として「適している」と考える。

（大曲委員）
モニタリング方法の改訂に賛成する。
今回の改訂は、従来のモニタリング指標の運用の経験に基づいて、感染の状況と医療機関の状況を客観的に提示するものと考える。毎回のモニタリング遂行後には、都民に状況がよく伝わり行動の指針として頂けるよう、結果を十分に説明して頂くことが必要である。加えて、モニタリング結果と行政対応の関係が分かりやすく示される必要がある。

（紙子委員）
「今後のモニタリングの方法」については適切である。
従前のロードマップとともに発表されたモニタリング指標については、地域的・局所的なクラスター発生の有無を反映することが難しかったと言われている。今後、地域的あるいは店舗等の業態別に細やかに対応していくため、モニタリング指標の設定を常に見直し、改善していくことは適切である。
特に、従来、都の内部でモニタリング会議が定例的におこなわれていたが、その前の段階で、専門家の会議を週１回程度開き、専門家の分析結果を明らかにすることは、大変有用と思われる。
医学専門家の分析評価（あるいは必要な公共政策の提言）が、主体を明らかに発表されることとなり、その上で都のモニタリング会議の評価が別個に示され、政策決定の根拠が透明化される。これは、都民に対し、政策決定過程をオープンにし、議論可能なものとし、行政の説明責任を果たすもので、民主主義の機能・充実化に資する。
都民（事業者・生活者）が社会的状況や感染防止に必要な知識を持った上で、各人の生活上の緊要度に鑑み、自己決定し行動していくことは、尊重されるべきである。それによって、リスクはゼロとはならなくとも、公衆衛生・医療と社会経済とが壊滅的にならず、両輪として回っていくことが望ましい。今後も、できる限り強制的な私権制約の措置は未然に避けて、自主的な行動変容を基盤に、本感染症に対応していくことが望まれる。
なお、これまで、特措法に基づく措置としては、東京都全域に対する要請、施設の使用制限等がなされてきたが、今後は、感染者の発生が多い地域や店舗の業態をある程度限定し、スポット的に、感染拡大防止対策のチェックや協力要請を行うことも必要と考える。

（濱田委員）
　モニタリング指標の変更並びに方法については概ね異議はない。なお、専門家チームの分析結果やモニタリング会議の評価結果などについては、審議会委員も適宜情報共有できるようにご配慮いただきたい。